

甲 第 9 9 号 議 案

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 5 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 5 号

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例

岡山市介護保険条例（平成12年市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、令第39条第5項に規定する保険料の減額賦課に係る同条第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、年額33,264円とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年6月27日から施行する。
- 2 改正後の岡山市介護保険条例の規定は、平成27年度分の介護保険料から適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成27年度分から平成29年度分までの介護保険料の額の一部を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。